

# 宿泊税導入検討におけた奄美市の現状

## 1. これまでの経緯

令和4年度の奄美市世界自然遺産活用プラットフォームからの「法定外目的税導入の検討委員会設置」の提言以降、奄美市としては宿泊税導入検討において以下の取り組みを実施しています。

日付	取組内容	備考
令和5年2月2日	奄美市世界自然遺産活用プラットフォームから「法定外目的税導入の検討委員会設置」の提言	【プラットフォームの目的】多様な主体による自由な議論によって、奄美大島が世界自然遺産に登録されたことによる効果を最大化する。
令和5年8月16日～令和7年3月21日	奄美市世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会 開催（全7回）	令和5年度に3回、令和6年度に4回の全7回開催。なお、検討委員会と並行し市内宿泊事業者へのアンケート調査（令和6年7月）やヒアリング（令和6年11～12月）を実施。
令和7年3月21日	奄美市世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会から「宿泊税の徴収による新たな財源確保の方策を制度化することが妥当」との答申	検討委員会では、新たな財源の可能性として、「入域税・入島税」「協力金」「宿泊税」等の様々な方策を必要性を含め幅広く検討。
令和7年5月19日	先行自治体ヒアリング	【午前】 先行自治体にて関係部署へ聞き取り。 ・制度設計の担当課 ・賦課徴収などの実務、広報の担当課 ・使途に関する担当課  【午後】 旅館ホテル組合への聞き取り。
令和7年6月12日	議会全員協議会にて報告	奄美市議会議員に対して、検討委員会からの提言内容を報告し、6月末に宿泊事業者説明会を実施する予定であることを伝えた。
令和7年6月26日～27日	宿泊税導入検討にむけた意見交換会	日時：令和7年6月26日、27日ともに14：00～ 場所：奄美市役所 名瀬総合支所 5階大会議室 参加者：26日…宿泊事業者7社、報道2社 27日…宿泊事業者8社、報道0社 ※178社に意見交換会開催案内の文書郵送。
令和7年7月2日	宿泊税導入検討にむけた意見交換会の「当日資料」を奄美市ホームページにて公開	意見交換会当日に参加者へ配布した資料を掲載し、「質問事項と回答」は後日掲載することを周知。
令和7年8月21日	宿泊税導入検討にむけた意見交換会の「質問事項と回答」を奄美市ホームページにて公開	意見交換会当日に挙がったご意見・ご質問に対する奄美市の考えを掲載。
令和7年8月28日	総務省WEB会議	宿泊税導入の注意点等を確認。
令和7年9月19日～30日	島外者むけアンケート実施	宿泊税の有無が旅行者の行動に与える影響を調査するため、全国約6,000名にアンケート調査を実施。
令和7年4月～継続中	先行自治体 情報収集	先行自治体の宿泊税制度・導入までのスケジュール等の情報収集中。
令和7年9月～継続中	ホテルシステム 情報収集	宿泊施設側がチェックイン等で使用するいわゆる「ホテルシステム」についての情報収集。
令和7年11月～継続中	非対面宿泊施設 徴収方法案 情報収集	非対面宿泊施設がどのように宿泊税を徴収しているのかについての情報収集。

## 2. 宿泊事業者等から挙がった主な懸念とその対応

### <懸念1. 宿泊税の導入による来訪者の減少>

対応①：先行自治体への聞き取りを実施。先行自治体の関係者への聞き取りでは、宿泊税による宿泊者の減少は認められませんでした。

対応②：全国規模の島外者むけアンケート（約6,000名）を実施。4,000名が「奄美大島へ旅行したい」と回答し、そのうち「宿泊税の有無は旅行先決定に全くもしくはほとんど影響しない」と答えた割合は80.7%という結果となりました。

### <懸念2. 宿泊事業者の事務の煩雑さ>

対応：宿泊事業者を特別徴収義務者としている先行自治体の情報収集中。先行自治体の事例をふまえつつ、特別徴収義務者の過度な負担とならない申告・納付制度となるよう制度案検討中。

### <懸念3. 非対面宿泊施設での徴収方法が不明>

対応：具体的な対応方法は各宿泊施設の実情によるため、いくつか例を示せるように情報収集中。

### <懸念4. カード決済時の手数料負担>

対応：徴収にかかる経費については、特別徴収義務者としてご協力いただく宿泊事業者に対し、納付された宿泊税額の一定割合を「交付金」として支給することを検討中。

### <懸念5. システム整備・改修>

対応：宿泊税導入に伴うシステム改修・整備等に関する費用に対する補助を検討中。改修等の必要性や費用は各宿泊施設の実情によるため、いくつか例を示せるように情報収集しています。

## 3. 今後について

宿泊税については、宿泊事業者や宿泊者等、関係者にご理解いただいたうえで導入が重要であり、そのための課題点を整理しています。今後については、市制度素案を作成後、宿泊事業者や議会への説明、パブリックコメント、議会による条例案の審査、総務省協議を想定しています。導入時期については、宿泊事業者への事務説明会、周知・準備期間等を考慮し、検討を進めてまいります。